

このチェックシートは提出不要ですが、書類提出前に必ず御確認ください。

定期検査費用助成に係る申請書類チェックシート

- ・検査費用申請時に、提出いただくことが必要な書類は、以下のとおりです。
- ・必要な書類が不足している場合や記載に不備がある場合は、助成金をお振込みするまでに、通常よりも時間がかかります。改めて下記内容をチェックしていただき、請求書、添付書類等を御提出ください。

次の(1)～(3)の書類は、必ず提出していただく必要があります。(提出省略不可)

No.	チェック欄	提出書類・添付書類
(1)	<input type="checkbox"/>	<p>(様式4) 定期検査費用請求書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記入漏れはありませんか。 ・申請者と振込口座名義が異なる場合、委任者と受任者欄の記入をしていますか。
(2)	<input type="checkbox"/>	<p>医療機関の領収書(レシートやコピーは不可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査費用を助成できるのは、年度内2回分までです。1回分または2回分の領収書ですか。 ※ 一連の検査が複数の日にわたった場合、検査日の間隔が1か月の期間内のものであれば一連の検査とみなします。 ※ 初回精密検査費用助成を受けた年度は、定期検査費用の助成は1回までです。
(3)	<input type="checkbox"/>	<p>医療機関の診療明細書(レシートやコピーは不可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記医療機関の領収書と一緒に発行された診療明細書ですか。 ・検査項目等が多い場合、診療明細書が複数枚発行されることがあります。その場合、複数枚すべて揃っていますか。

次の(4)～(7)の書類は、各欄の「提出を省略できる場合」に当てはまる場合、提出を省略することができます。当てはまらない方は、提出を省略できませんので、必ず提出してください。

No.	チェック欄	提出書類・添付書類
(4)	<input type="checkbox"/>	<p>(様式1) フォローアップ事業参加同意書</p> <p>【提出を省略できる場合】</p> <p>次に該当する場合は、提出を省略できます。</p> <p><input type="checkbox"/> 同一年度内に1回目の定期検査費用助成を受けている方</p>
(5)	<input type="checkbox"/>	<p>住民票上の世帯全員分の記載のある住民票の写し(コピーは不可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求日前3か月以内に発行されたものですか。 ・世帯全員が記載されていますか。 <p>【提出を省略できる場合】</p> <p>次のいずれかに該当する場合は、提出を省略できます。</p> <p><input type="checkbox"/> 同一年度内に1回目の定期検査費用助成を受けた方</p> <p><input type="checkbox"/> 同一年度内にB型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成の医療券の申請をした方</p>

※裏面に続く

(6)	<input type="checkbox"/>	<p>世帯全員分の住民税に関する証明書類</p> <p>上記住民票に記載のある世帯全員分について、次のいずれかの書類が必要です。</p> <p>① 地方税法の規定による住民税非課税証明書又は課税証明書（コピーは不可）</p> <p>② 区市町村民税額決定通知書のコピー</p> <p>③ 区市町村民税納税通知書のコピー</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>・住民票に記載のある世帯全員分の証明書類が揃ってますか。</p> <p>・申請時期により証明書類の年度が異なります。該当年度は合っていますか。</p> <p style="padding-left: 20px;">4月から6月までに申請する場合 ⇒ 前年度分の証明書</p> <p style="padding-left: 20px;">7月から3月までに申請する場合 ⇒ 当年度分の証明書</p> </div> <p>【提出を省略できる場合】</p> <p>次のいずれかに該当する場合は、提出を省略できます。</p> <p><input type="checkbox"/> 同一年度内に1回目の定期検査費用助成を受けている方</p> <p><input type="checkbox"/> 同一年度内にB型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成の医療券の申請をした方</p>
(7)	<input type="checkbox"/>	<p>(様式5) 東京都肝臓専門医療機関の肝臓専門医が記載した診断書(コピーは不可)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>・東京都肝臓専門医療機関の肝臓専門医が記載しましたか。</p> </div> <p>【提出を省略できる場合】</p> <p>次のいずれかに該当する場合は、提出を省略できます。ただし、慢性肝炎から肝硬変への移行等の病態に変化があった場合は提出の省略できません。</p> <p><input type="checkbox"/> 平成29年4月1日以降に定期検査費用の助成を受けた方</p> <p><input type="checkbox"/> 定期検査費用助成請求日前1年以内に、B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成の医療券の申請において医師の診断書を提出した方、又は、肝がん・重度肝硬変入院医療費助成（肝がん重度肝硬変治療研究促進事業）の医療券の申請において「臨床調査個人票及び同意書」を提出した方</p>

次の（8）の書類は、世帯の区市町村民税課税年額の合算対象から除外を希望する方のみ御提出ください。（住民税非課税世帯の方は提出の必要はありません。）

No.	チェック欄	提出書類・添付書類
(8)	<input type="checkbox"/>	<p>(様式8) 区市町村民税額合算対象除外申請書</p> <p>※ 同一住民票の世帯であっても、実質的に生計を別にしてしている場合、助成申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係がなく、世帯の区市町村民税課税年額の合算対象から除外を希望する方がいる場合に御提出ください。</p> <p>※ 提出する場合、世帯全員の健康保険証の写しを添えてください。ただし、満20歳未満の世帯員は除きます。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>・住民票上の世帯全員分の健康保険証の写しは揃ってますか。</p> </div>

次の（9）の書類は、助成申請者を含む住民票上の世帯構成員に未婚のひとり親がおり、その者の所得を寡婦等の所得と同等に取り扱うこと（寡婦控除等のみなし適用）を希望する方のみ御提出ください。（住民税非課税世帯の方は提出の必要はありません。）

No.	チェック欄	提出書類・添付書類
(9)	<input type="checkbox"/>	<p>(様式9) 誓約書</p> <p>※ 誓約書を提出する場合、寡婦控除等のみなし適用の要件を該当する者であることを確認できる戸籍謄本又はこれに類する公的機関が発行した証明書も合わせて御提出ください。</p>

※ 診断書発行に係る費用は助成対象外です。

※ 医療機関によっては、診療明細書の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は助成対象外です。